

報道関係者 各位

平成 24 年 5 月 17 日

【照会先】

老健局 高齢者支援課

高齢者住宅対策専門官 山口 義敬(内線 3981)

主 査 小林 盛正(内線 3981)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2888

### 「未届の有料老人ホームに対する指導状況等 におけるフォローアップ調査(第3回)」結果

厚生労働省では、第3回目の「未届の有料老人ホームに対する指導状況等におけるフォローアップ調査」を実施し、このほどその結果を取りまとめましたので発表します。

本調査は、老人福祉法で施設名称や管理者などを届け出ることを義務づけられている有料老人ホームに該当しながら、届出が行われていない施設の、届出や指導の状況について、都道府県からの報告内容をまとめたものです。また今回は、前払金の保全措置の実施状況についてもあわせて調査を行いました。

その結果、平成23年10月31日時点で全国の未届の有料老人ホームの数は259件と、第2回目の調査から11件増加し、届出手続が進んでいない実態が判明しました。

前払金の保全措置の実施状況は、内閣府消費者委員会から厚生労働大臣に出された「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」(平成22年12月)の中で、前払金の保全措置が義務づけられているにもかかわらず、保全措置が講じられていない事業所が相当数存在している可能性が指摘されていたため、調査を行ったものです。

その結果、有料老人ホームが実際に前払金を徴収している事例は1,165件あり、このうち、保全措置が講じられていない施設は231件にのぼることが分かりました。

調査結果から、取り組みを徹底する必要性が確認できたため、厚生労働省では、5月17日付けで各都道府県、指定都市、中核市に対し、

- 1) 一層の届出促進指導などの取り組みを徹底する必要があること
- 2) 有料老人ホーム事業者に対して、前払金の保全措置が必要であることを周知徹底すること
- 3) 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、改善に関する取り組みを速やかに行うよう指導するとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れた上で、指導の徹底を図ること

といった通知を出し、さらなる指導を要請します。

なお本調査については、今年10月時点での状況を調べる第4回フォローアップを実施する予定です。

「未届の有料老人ホームに対する指導状況等におけるフォローアップ調査(第3回)」結果

1. 前回調査において未届だった有料老人ホームの指導状況について

( ) は割合

	施設数
平成 22 年 10 月 31 日時点において未届だった有料老人ホーム (※1) 数	248 件 (100.0%)
有料老人ホーム非該当等 (※2)	22 件 (8.9%)
平成 23 年 10 月 31 日までに届出済	62 件 (25.0%)
平成 23 年 10 月 31 日時点で未届	164 件 (66.1%)

※1 「有料老人ホーム」には、実態把握中だったものを含む。

※2 「有料老人ホーム非該当等」と判断されたものは、前回調査後の実態把握の結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など

2. 有料老人ホームの届出状況について

(1) 各調査期間内における新規の届出状況 (フロー)

	H21. 5. 1-H21. 10. 31	H21. 11. 1-H22. 10. 31	H22. 11. 1-H23. 10. 31
①有料老人ホーム数	782 件	913 件	1,103 件
②届出施設数	619 件	854 件	1,008 件
③未届施設数	163 件	59 件	95 件
④届出率 (①/③)	79.2%	93.5%	91.4%
⑤未届率 (②/③)	20.8%	6.5%	8.6%

## (2) 各調査時点における届出状況（ストック）

	H21. 10. 31 時点	H22. 10. 31 時点	H23. 10. 31 時点
有料老人ホーム数	5,253 件	5,966 件	6,985 件
届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件
未届施設数	389 件	248 件	259 件

## 3. 未届有料老人ホームにおける入居者処遇等に係る指導状況について

	施設数	入居者の処遇等 に係る指導
未届有料老人ホーム数	226 件	82 件
平成 23 年 10 月 31 日時点で届出済	62 件	31 件
平成 23 年 10 月 31 日時点で未届	164 件	51 件

### (参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーを確保  
するよう指導 (6) [群馬県, 埼玉県, 東京都, 山梨県, 和歌山県, 佐賀県]
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導 (6)  
[群馬県, 埼玉県, 東京都, 岐阜県, 福岡県, 佐賀県]
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導 (5)  
[群馬県, 埼玉県, 東京都, 山梨県, 岐阜県]
- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導 (3)  
[東京都, 神奈川県, 岐阜県]
- 入居一時金の保全措置を講じるよう指導 (3) [埼玉県, 東京都, 岐阜県]
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制  
を確保するよう指導 (2) [宮城県, 東京都] 等

※ ( ) 内の数字は指導した都道府県数

4. 有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況について

	施設数
平成 18 年 4 月 1 日以降（※ 1）に設置された有料老人ホーム数 （※ 2）	4,775 件
（うち）前払金を徴収している施設数	1,165 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数	934 件
（イ）銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	296 件
（ロ）親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	125 件
（ハ）返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	3 件
（ニ）信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	170 件
（ホ）一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、（イ）から（ニ）に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの ※（へ）に該当するものを除く	0 件
（ヘ）全国有料老人ホーム協会による入居者基金	340 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	231 件

※ 1 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、同日以後に事業を開始した有料老人ホームについては、前払金の保全措置を講じる必要がある。

※ 2 施設数には、未届の有料老人ホームで実態が把握できたものを含む。